

瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号

瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

瀬戸市固定資産評価審査委員会

委員長 加藤繁紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(様式) 第3条 委員会の審査の手續に要する書類の様式は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。 (1)から(9)まで <省略> (10) <u>閲覧・交付請求書</u> 第10号様式	(様式) 第3条 委員会の審査の手續に要する書類の様式は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。 (1)から(9)まで <省略> (10) <u>固定資産評価審査決定通知書</u> 第10号様式

第1号様式、第4号様式及び第9号様式中「瀬戸市固定資産評価審査委員会 殿」を「(宛先) 瀬戸市固定資産評価審査委員会」に改める。

第10号様式を次のように改める。

第 1 0 号様式（第 3 条関係）

閲覧・交付請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市固定資産評価審査委員会

請求者（審査申出人）

住所又は居所

氏名又は名称

㊟

代表者、管理人又は代理人

住所

氏名

㊟

固定資産評価審査委員会条例第 1 5 条の規定により、次のとおり閲覧請求します。

又は

地方税法第 4 3 3 条第 1 1 項において読替えて準用する行政不服審査法第 3 8 条第 1 項の規定により、次のとおり（ 閲覧 ・ 交付 ）請求します。

（該当する□にレを記入してください。）

資料の名称その他の請求の対象文書を特定するに足りる事項	
実施方法 （希望方法を○で囲んでください）	1 閲覧 2 写しの交付（郵送希望 有・無 ）
備考	

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。